

「日本国憲法にもバリアフリーの思想を」

四番 浅野 健

今回の中谷先生のご講義は、「憲法改正」についてであった。そこで、まずは私が日本国憲法の定義から簡単に述べてみたい。憲法は一般的に、「国の基本方針や、法律の基本となるもの」、「最も優先的に考える法律」と分けて解釈され、加え、誰に向けてのメッセージを持つかで、その性格は異なっている。最近では我々国民が権利を守る上で、一国の権力者に対して縛りをはかけるものなのか、更に拡大して、国民一人ひとりに向けて、家族のあり方にまで踏み込んで運用されるべきなのかが議論されている。更に、現憲法が「平和主義、選挙での違憲状態など」その内容も現代の流れでは、曖昧で分かりにくく、いものが多々あるのも事実である。

他に、国民においても、世代間格差は拡大
していくばかりであり、世代が若くなるにつ
れて、パソコン、スマートフォンなどの情報機
器の普及などにより、生活情報が簡単に大量入
手でき、反面でも、相手の顔を見ずようなき
人間関係の構築は薄れていくばかりである。
生まれ育った環境が複雑化され、それにより
考え方や価値観は多種多様であり、国民がそ
れぞれ「これくらいは分かっている」とい
う考え方で通用しない。同じ日本と言
う国に住みながら、国民同士で、どこまで意
疎通できているのか、分かれ難くなっている。
生活が便利になるのは基本的には歓迎するが、
このままでは、我々が家族と過ごす時間より
も、仮想空間での生活が多くなる。また、そ
の影響で、人間の感情や、正しい表現方法が
行われるか不安である。機器を利用するのは
人間であり、便利さを求め続ける、人間の感
情や意思表示の方法を忘れてしまっは、機

器に支配されてしまい本末転倒である。かつてのよ様な各世代間での統一感を保つには、「国民のあり方」を憲法ではつきりとも明記することも必要となされる時期なのかもしれない。更に言えば、若い世代に限らず、憲法にもグローバル化を取り入れ、我々が何を考え、何処を目指して生きているのかを、諸外国に向けて、また日本を訪れる外国人、外国人居住者など、誰にでも分かりやすいバリアフリーな表現・解釈で、こちらから広く手を差し伸べる必要がある。まず日本が先進国の一員として認められるためにも、携帯電話機器の状況のよ様なガラパゴス化で、憲法を使いこなせないままではなく、誰でも理解、利用しやすいものにより変え、あらゆる人に開かれた憲法として、バリアフリーの思想を持たせたいものである。

平成二十五年六月十九日（水）

掲載可